

衆議院議員 水野けんいち 国政レポート

PRESENTED BY KENICHI MIZUNO

〒285-0837 千葉県佐倉市王子台1-14-4 Tel.043-463-2400

CLOSE UP

2005. 初春号

リアルタイム
国政レポート



■ 抗議の中、入港する万景峰(マンギョンボン)号



■ 衆議院委員会で拉致問題を追及する水野賛一



■ 議員立法の提出者として国会答弁に立つ

対話は重要。しかしアメを与えるだけの時代は終わった。

今こそ「北朝鮮経済制裁法」の活用を

横田めぐみさんの「遺骨」は別人だった!

—嘘と欺瞞に満ちた北朝鮮に対し
どのように対峙すべきか—

経済制裁法案を議員立法で成立させた中心人物・
水野賛一衆議院議員にこの問題について聞いた。

1Q 北朝鮮が拉致問題で不誠実な態度をとる以上、
経済制裁に踏み切るべきだという声が強まっています。
すが。

2Q 水野 ○四年の通常国会で二つの経済制裁法―外
為法の改正と特定船舶入港禁止法―が成立しまし
た。これによって経済制裁は発動しようとするば
つでも発動できるようになりました。拉致問題は重
大な主権の侵害であり、人権の侵害です。この国家
犯罪が解決しない限り制裁を実施するのは当然だ
と思います。

3Q 水野さんは二つの経済制裁法の提出者でしたね。

二つの法律
はそれぞれどう
いう内容ですか。

水野 外為法は貿易の制限や送金の禁止について
定めています。これまでの外為法では日本単独でこ
うした規制を行なうことと認めていませんでした
が、改正によって必要があれば単独でも制裁に踏み
切ることができるようになりました。特定船舶入
港禁止法は文字通り北朝鮮船の入港を禁止できる
ようにする法律です。

■ 北朝鮮経済制裁法案とは

外為法は昭和24年に制定された。正式名称は「外國為替及び外國貿易法」。同法では送金や貿易などの对外取引は原則自由とされているが、一定の理由がある場合には特定の国に対してこれらを原則禁止へと転換できる。これがいわゆる経済制裁である。
特定船舶入港禁止法は平成16年にまったくの新法として成立した。
(左から) 河野 太郎、菅 義偉、山本 一太、水野 賛一、
増原 義剛、小林 渚

裏面に続く